

ご理解とご協力をお願い

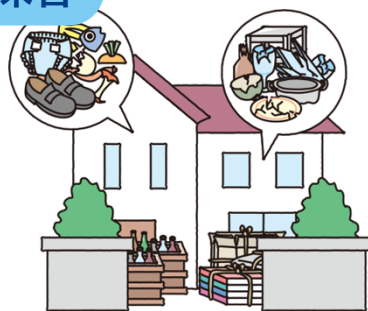
情報収集

災害時は、ごみの出し方が変更になる場合があります。ホームページやSNS等でご確認をお願いいたします。



ごみの一時保管

被災状況によっては、通常のごみの収集を中止する場合があります。発災から3日以内を目標として、順次、収集を再開しますので、それまではご自宅で保管をお願いします。



ご自宅で分別して保管すると、収集再開後、スムーズにごみ出しできます。

日頃の備え

家具を固定したり、不要なものを処分することで、災害時に壊れるのを防止したり、身を守るにつながります。



お問い合わせ

摂津市 生活環境部 環境業務課

〒566-0035 摂津市鶴野1丁目3番1号 電話：072-634-0210 FAX：072-634-2318
e-mail：kankyou-gyomu@city.settsu.osaka.jp

環境省 近畿地方環境事務所

災害時のごみの出し方

ガイドブック

概要版



大きな災害が起きると、家が被災して壊れた家財やがれきなどの災害廃棄物が大量に発生します。

これらが混合状態になると、処理に多くの時間や費用が必要となります。

このパンフレットは、災害時に一日も早く復旧・復興できるように住民の皆様にごみの出し方等をお知らせするものです。

○ 分別して出されている例

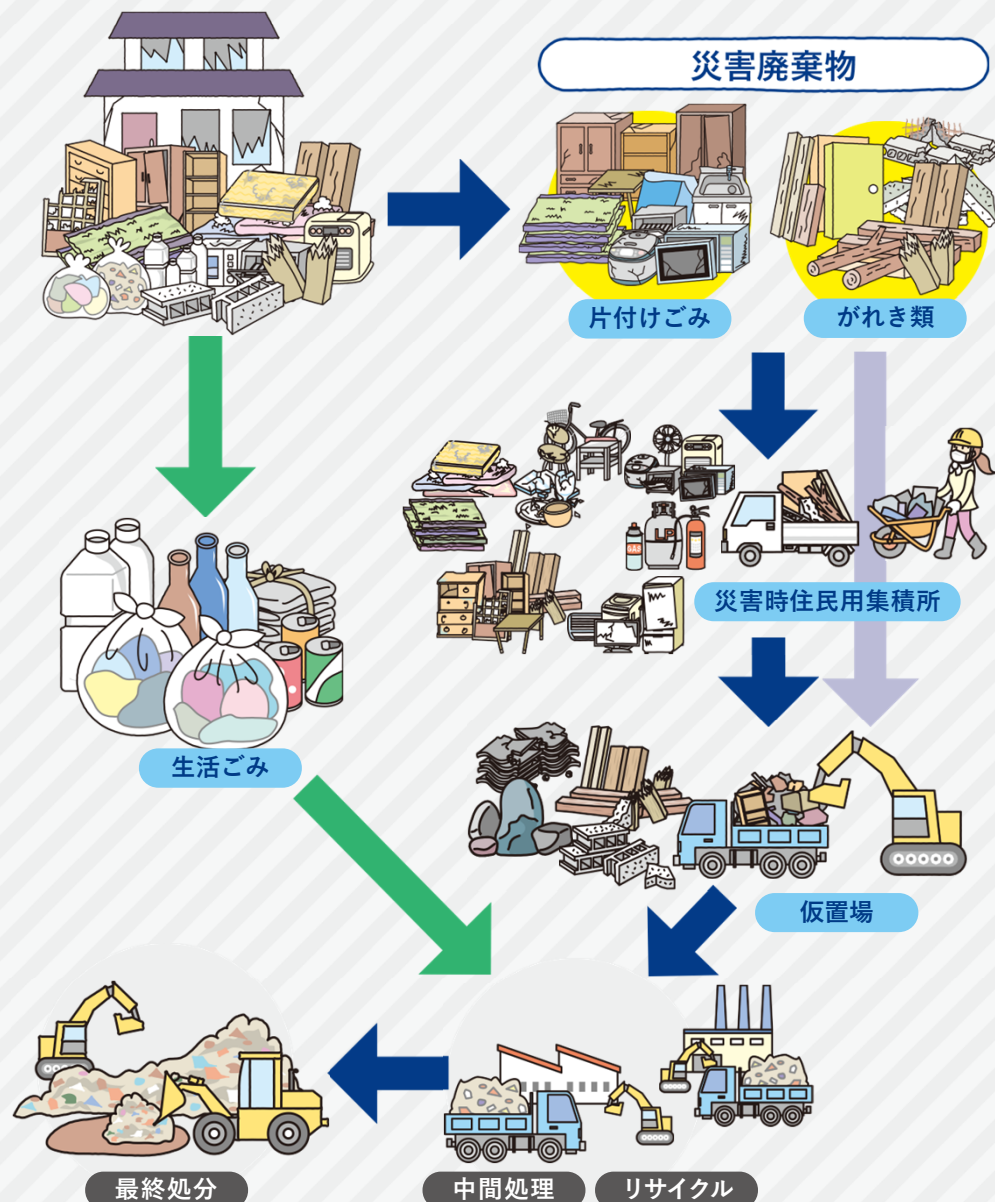


✕ 混合して出されている例



災害時のごみ処理の流れ

災害時に発生するごみは、種類ごとに分別して排出して頂くことで、処理・処分をスムーズに進めることができます。



片付けごみの出し方

市民の皆様が片付けごみを持ち込む場所は、「災害時住民用集積所」と「仮置場」です。災害の種類や規模などによって、必ず設置するとは限らないため、ホームページ等で市のお知らせを確認してください。

災害時住民用集積所 ちびっこ広場や公園など

災害で多くの片付けごみ等が発生する場合は、地域の皆様に集積所の設置・管理のお願いとお知らせをさせていただきます。生活環境を守るため、混合ごみの発生や、過剰な量のごみの搬入を防止するなど、ご理解とご協力をお願いいたします。



仮置場 リサイクルプラザや大規模公園など

主に、壊れた建物のがれきなどを搬入するため、市が設置し管理します。仮置場のお近くにお住いの方には、片付けごみを直接持ち込みのお願いをすることもございます。



災害で被災していないごみや生活ごみ(特に生ごみ)は、片付けごみではありません。災害時住民用集積所や仮置場に持ち込まないでください。